

令和元年11月1日
山口県報号外第26号
監査公表第2号別冊

包括外部監査の結果に基づく措置の通知に係る事項

山口県監査委員

平成 30 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

1 包括外部監査の特定事件

子ども・子育て支援に関する施策に係る財務事務の執行について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監査結果	措置の内容	措置状況
<p>第4 外部監査の結果及び意見（各事業別）</p> <p>I 健康福祉部 子ども・子育て応援局 子ども政策課</p> <p>1 みんなで子育て応援推進事業</p> <p>【意見】 やまぐち子育て応援パスポート発行枚数について やまぐち子育て応援パスポートの発行枚数は、平成 28 年度 1,674 枚、平成 29 年度 3,045 枚と増加している。担当者にパスポートの周知方法について質問したところ、県政放送や県報、子育てイベント、各市窓口（出生届窓口）や子育て関連施設、協賛事業所を活用する等して幅広く地道に広報活動を行っているとのことであった。 しかし、パスポートは「満 18 歳未満の子どもがいる家庭」及び「妊娠中の人がいる家庭」であれば利用可能であることを考慮すると対象となる世帯数に比べてパスポートを取得した世帯の割合が低いのではないかと考えられる。 パスポートの存在を知っていれば利用したかったという世帯が利用できるよう周知方法等の見直しが必要である。</p> <p>3 ぶち幸せおいでませ！結婚応援事業</p> <p>【意見】 やまぐち結婚応援センターの入会要件について やまぐち結婚応援センターは、「20 歳以上の結婚を希望する独身の方」であれば県内在住者のみならず県外在住者も入会できる。入会の要件を県内在住者に限定していないのは、将来 U J I ターンを希望している方もいるためとのことである。また、担当者によれば「現状では、結婚報告のあった方で県外に居住している方はいない」とのことである。 将来 U J I ターンを希望する方もいるため県外在住者の入会を制限しないことには一定の合理性があると考えられるが、他県では、入会条件として県外在住者の場合、結婚後に県内居住可能な方や県内移住希望の方に限定しているケースも見受けられる。本県においても人口減少対策の面からは、県外在住者の場合、入会申込書に U J I ターンの前定を記載させるなどして入会時に U J I ターンの意味を確認することも検討すべきである。</p> <p>【意見】 萩サポートセンターについて やまぐち結婚応援センターは、県内 4 か所に窓口を設置している。 萩サポートセンターが最も会員数が少ないが、その理由を担当者に質問したところ「萩には市が運営する結婚相談所がある」「萩市在住でも勤務場所が山口市の場合、山口市に登録する人が多い」との回答を得た。</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部 子ども・子育て応援局 子ども政策課)</p> <p>これまで新生児を中心に周知を行っていたが、令和元年度から、県の各種広報媒体に加え、小学生以下の全世帯に対しチラシを配布し周知を図っている。</p> <p>(主務課・室 健康福祉部 子ども・子育て応援局 子ども政策課)</p> <p>本センターの会員の大部分は県内在住者であり、県外在住者にとっては成婚までのハードルが高いことから、登録にあたってはどのような活動を望んでいるかを聴取しており、その中で U J I ターンの意味があるかを聞くよう努めている。</p> <p>(主務課・室 健康福祉部 子ども・子育て応援局 子ども政策課)</p> <p>萩サポートセンターは本県の地理的特性や県民の利便性を考慮して設置したものである。指摘のあった 15 名とは、本センターで入会手続きを行った会員数であるが、萩圏域には約 50 名の会員が在住し</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p>

萩サポートセンターは会員数が15名と少なく、また受付時間は金曜日の10時から17時のみとなっている（他の3か所のセンターは月・木・金曜日の12時から19時、土・日曜日・祝日の10時から17時）。萩サポートセンターの会員が上述の受付時間外に利用する場合は、他の3か所のセンターに出向くことになる。萩サポートセンターの今後の会員数や利用状況の推移を注視しつつ、今後の運営方針（会員増加・利用増加の方策、他のセンターとの統廃合の可能性など）について、検討していくことが必要である。

【意見】 婚活サポーターの実効性の確保について

結婚応援セミナーのうち企業向けのセミナーは「やまぐち結婚応援企業」の従業員を優先して参加させることとしている。平成29年度は2回開催されているが防府市で開催されたセミナーは参加者86名のうち「やまぐち結婚応援企業」の従業員は9名、下関市で開催されたセミナーは参加者93名のうち「やまぐち結婚応援企業」の従業員は4名であった。

「やまぐち結婚応援企業」に登録した事業所は、事業所内に「企業内婚活サポーター」をおき、従業員に対して「県が提供する結婚支援情報（セミナー、イベント等）の紹介」や「県が主催するセミナー、イベント等参加者の募集」などに取り組むこととしている。「やまぐち結婚応援企業」は、平成29年度末現在86事業所が登録しているが、今後は、登録数を増やすだけでなく「企業内婚活サポーター」が積極的にセミナー紹介・募集をするようサポーターの役割について周知を図る必要がある。

8 母子保健対策推進事業

【指摘事項】 乳幼児健康診査に関する医師の研修会の委託契約書について

乳幼児健康診査に関する医師の研修会開催については山口県小児科医会に業務委託をしておき、仕様書での開催回数は年1回と記載されているが、委託契約書では年2回と記載されている。

実態に合わせて委託契約書の記載を年1回とすべきである。

【指摘事項】 母子保健推進員特別研修について

山口県母子保健推進協議会に対する補助金について、補助金額確定時の「補助金等の交付事務に係るチェックシート」による審査において、「4 根拠資料の収集 ①所定様式に必ず根拠資料を添付」にチェックが記されているが、根拠資料は添付されていなかった。担当者に質問したところ根拠資料は山口県母子保健推進協議会に出向いて根拠資料を確認しており、本来であればチェックシートは「②必要に応じて根拠資料を収集」にチェックすべきであったとのことである。

チェックシートが形骸化しないよう実態に合わせてチェックを入れるべきである。

12 多子世帯応援保育料等軽減事業

【意見】 補助金交付要綱の記載について

当事業においては、多子世帯応援保育料等軽減事業費

ており、他の圏域からお相手の検索に利用する会員も相当数いることから、引き続き、現行の運営体制を維持していく。

なお、関係機関等を通じたPRにより、本センターの会員増加・利用促進に努める。

（主務課・室 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども政策課）

企業内婚活サポーターの活動や、企業間の連携や交流が活性化されるよう、令和元年10月に結婚応援企業向けのセミナー&交流会を開催した。

県としては、引き続き社会全体で結婚を応援する気運を高めるため、結婚応援企業の増加に向けた働きかけを行うとともに、企業内婚活サポーターの役割について周知するなど、サポーターが活動しやすい環境づくりについても取り組んでいく。

措置済み

（主務課・室 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども政策課）

乳幼児健康診査に関する医師の研修会開催回数について、令和元年度の契約から、委託契約書の記載を年1回とし、仕様書と統一した。

措置済み

（主務課・室 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども政策課）

令和元年度の補助金確定時から、実態に合わせて、適正にチェックを入れることとした。

措置済み

（主務課・室 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども政策課）

措置済み

補助金交付要綱が作成され交付補助率は、第4条第2項に規定される別表において定義されている。しかし、市町によって保育料等の減免率が異なることや、別表の事業内容の定義及び交付申請に係る様式のうち別紙付表の記入要領があいまいなことから、この交付要綱及び別表のみをもって、市町に対する補助金を算定することは難しいものとなっている。

当事業の担当者からヒアリングした内容に沿って、想定されている補助率により補助金の交付がなされていることは、関連する起案書等により確認ができた。したがって、事務の執行自体には問題はないものと判断しているが、交付要綱の記載内容を整理して補助金の算定について明確化することが必要である。

14 子育て支援特別対策事業

【意見】補助金に関する仕入税額控除の報告確認について
子育て支援特別対策事業施設整備費補助金交付要綱では、第9条で消費税の取扱いについて、「(消費税)仕入控除税額について全部又は一部を県に納付させることがある」と規定しているが、申請時及び実績報告時に税額返還納付の可能性について特段検討していない。

返還額が確定した場合は市町を通じて県に報告されるが、申請時又は実績報告時において当該補助事業者が、消費税の課税事業者であるか否かを事前に確認しておくことは、報告漏れがないかどうかをチェックする際に有用と考えられる。申請書又は実績報告書に消費税の課税事業者かどうかの記載を項目として設けることも検討すべきである。

15 保育・幼児教育総合推進事業

【意見】県の交付要綱未作成について
県は当事業の負担金の交付要綱を作成していない。法に基づいて支出するものであり、県の負担金と負担割合は異なるものの国庫負担金があることから、国の要綱である「子どものための教育・保育給付費国庫負担金交付要綱」に準じているとのことである。

しかしながら、国庫負担と県負担は根拠条文が異なり、負担割合が国と県では異なっている。加えて、国庫負担がない地方単独費用については国の要綱には記載されておらず、子ども・子育て支援法附則第9条4項及び同項に規定されている施行規則附則第19条において、費用の二分の一以内について補助することができる、となっており、補助割合について法で固定されていないことから、県要綱等により補助割合を明確にする必要がある。

国要綱を単純な読み替えで準用できない場合については、県独自の交付要綱を作成する必要がある。

16 地域子ども・子育て支援事業

【意見】補助金交付後の不用額発生について
本事業において、平成29年度末に精算された平成28年度地域子ども子育て支援事業における補助金の返納が124,378千円発生している(交付金受取額(執行可能額)は1,185,159千円に対して執行額は1,060,781千円である)。担当課によると、特に一時預かり事業においては保育所側で既存の保育士以外に一時預かり専任の保育士を確

令和元年6月に交付要綱を改正し、事業内容の定義及び別紙付表の記入要領を整理し、市町に対する補助金の算定を明確化した。

(主務課・室 健康福祉部 子ども・子育て
て応援局 子ども政策課)

令和元年6月に子育て支援特別対策事業施設整備費補助金交付要綱を改正し、申請様式に消費税の課税業者かどうか確認する項目を追加した。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部 子ども・子育て
て応援局 子ども政策課)

意見を受け、令和元年度から適用できるよう、交付要綱を作成中である。

改善途中

(主務課・室 健康福祉部 子ども・子育て
て応援局 子ども政策課)

平成30年8月6日に、各市町の地域子ども・子育て支援事業担当者へ、事業の進捗度合いを確認して所要見込額を精査するよう指示をした。

措置済み

保する必要がある、保育士確保が難しい昨今の状況において当該事業が行えなかったようなケースをはじめ補助基準額に満たない実績となるため交付金額と確定額に差異が発生するとのことであった。各市町では当初の予算要求時点や変更申請時点では所要額を精緻に把握することが困難であり、補助基準額の上限で申請している。

単年度における予算の効率的・経済的な配分使用という観点からは、交付金額をより実績に近づけるように事業の進捗度合や見込みを各市町に徹底させ不用額（返納額）を縮小させるように取り組んでいく必要がある。

20 子育て支援環境づくり推進事業

【意見】仕入控除税額の確認について

病児・病後児保育施設整備費補助金として、医療法人より交付申請がなされ、補助金 61,711 千円の交付が行われている。病児保育施設整備費補助金交付要綱第 12 条（仕入控除税額の報告）によれば、「補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第 7 号様式により速やかに山口県知事に報告しなければならない。」とされている。

報告は補助事業者からなされるものの、審査時において当該補助事業者が、消費税の課税事業者であるか否かを事前に確認しておくことは、報告漏れがないかどうかをチェックする際に有用と考えられる。申請書に消費税の課税事業者かどうかの記載を項目として設けることも検討すべきである。

21 保育士確保総合対策事業

【意見】目標値の設定について

保育士の必要数については、山口県子ども・子育て支援事業支援計画の中に「必要見込数」として記載されている。しかしこれは保育所等利用見込みから計算された計画上の保育士必要数であり、実態とは乖離する可能性がある。現場において真に必要な保育士数を確保するためにも、保育所等待機児童数など、より実態を反映させることができる指標を目標値として設定することも検討すべきである。

【意見】保育内容の調査研究について

保育内容の調査研究等を一般財団法人山口県保育協会に業務委託し、保育所における保育内容の向上等のための調査研究の実施をしている。業務委託の成果として県は研究報告書を入手しているが、研究成果は一般財団法人山口県保育協会が県下に広めて専門性の向上を図っているとのことである。

研究の成果がどのように発表されどのように県下へ広められているのかを実績報告書に記載してもらうなどして研究成果の利用状況を確認すべきである。

(社会福祉法人山口県社会福祉協議会)

【意見】保育補助者雇上費貸付について

当貸付は、保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者（保育補助者）の雇上げに必要な費用を一部貸付（保育補助者雇上費貸付）することにより、

（主務課・室 健康福祉部 子ども・子育て応援局 子ども政策課）

令和元年 8 月に放課後児童クラブ整備費補助金交付要綱を改正し、申請様式に消費税の課税業者かどうか確認する項目を追加した。

措置済み

（主務課・室 健康福祉部 子ども・子育て応援局 子ども政策課）

より実態を反映させることができる指標として、平成 30 年 11 月に「保育所等待機児童数 0 人」を目標値に設定した。

措置済み

（主務課・室 健康福祉部 子ども・子育て応援局 子ども政策課）

平成 31 年 3 月に、委託先に対し、平成 30 年度の実績報告書から、研究成果の周知・浸透等の手法を記載させ、研究成果の利用状況を確認することとした。

措置済み

（主務課・室 健康福祉部 子ども・子育て応援局 子ども政策課）

意見を受け検討した結果、当該貸付は貸付要件に非該当と判断し、平成 31 年 2

措置済み

保育人材の確保を図り、保育環境の改善に資することを目的としている。

支援資金の貸付対象は、「社会福祉法人山口県社会福祉協議会保育士就職支援金貸付実施要綱」の第3条(1)アにおいては、「新たに保育補助者の雇上げ」を行う施設又は事業者となっている。

貸付金申請書を閲覧したところ、既存の有限会社が新たに設置した保育所において、既に有限会社の代表権を有する取締役の地位にあった者を「新たに保育補助者の雇上げ」を行うとして、申請がなされ貸付が実行されているものがあった。

保育補助者雇上費貸付については、保育補助者を保育所等が配置することにより、保育士の負担を軽減し、保育環境の改善を図り、また、きめ細やかな保育の実施を目指すものであると考える。このような目的を達成するためには、保育士の指示のもとに保育補助者が業務を実施する必要がある。したがって、経営者として、保育士への指揮命令権を持つ代表権を有する取締役を新たに保育補助者として配置することは、経営者としての業務と兼務することとなり、当該配置が保育士の負担軽減につながるとは言いきれないことから、貸付の目的を達成できない可能性があるのではないかと考える。

当事例においては実施要綱への準拠性に疑義があると思われる点があること、また、貸付制度の趣旨を達成するに足る貸付であるかどうか疑義があることから、要綱上の要件を整理し当該貸付が要件に当てはまる貸付であったのか検討すべきである。なお、貸付決定金額は 8,859,000 円であり、平成 30 年 10 月往査時点での貸付実行額は 4,429,000 円となっている。

(社会福祉法人山口県社会福祉協議会)

【意見】 保育補助者雇上費貸付の申請書と添付書類の整合性確認について

当貸付制度においては、保育補助者の人件費年額 2,953,000 円以内を貸し付けることとなっている。貸付申請書を閲覧していたところ雇用契約書記載の賃金月額と異なる賃金月額で人件費総額を積算して申請を行っている事例が存在した。監査時の指摘により再度貸付申請先に照会を行ったところ、雇用契約書との差額は通勤手当であるとの回答を得たとのことであった。結果として貸付額については過大ではないと判断されたが、申請書類とその根拠となる添付書類の整合性は貸付申請時に確認すべきである。

(社会福祉法人山口県社会福祉協議会)

【意見】 貸付要件書類の整理について

保育料の一部貸付については、貸付対象者は、「社会福祉法人山口県社会福祉協議会保育士就職支援金貸付実施要綱」の第3条(2)において、「未就学児を持つ保育士であって、以下に掲げる施設又は事業（以下「保育所等」）に新たに保育士として勤務する者」、もしくは、「保育所等に雇用されている未就学児を持つ保育士であって、産後休暇又は育児休業から復帰する者」となっている。対象者であることを確認するために、貸付申請時に、保育士登録証の写しを申請書に添付することとなっている

月 28 日に全額返還を受けた。

(主務課・室 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども政策課)

平成 30 年度の貸付受付分から、申請者のチェックリスト及び事務局用の審査チェックリストを作成し、それにより確認を行っているが、意見の趣旨を踏まえ、令和元年度からは、複数名による審査を実施することとし、体制の更なる強化を行った。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども政策課)

意見を受け直ちに、該当の申請者に対し、保育士登録書の写しを提出させた。

なお、令和元年度からは、複数名による審査を実施することとし、体制の更なる強化を行った。

措置済み

が、資料を閲覧したところ添付されていないものが1件あった。

当貸付における基礎的要件であることから申請者に保育士登録証の写しの提出を要求し、適切に資料の整理を行うべきである。

(社会福祉法人山口県社会福祉協議会)

【指摘事項】就職準備金貸付の要綱に合致しない貸付について

就職準備金貸付については、社会福祉法人山口県社会福祉協議会保育士就職支援金貸付実施要綱において要件が規定されている。

しかしながら、貸付申請書を閲覧したところ、要件に合致していない者に対して貸付を実施しているものがあった。当事案に関しては、貸付事業の実施主体である社会福祉法人山口県社会福祉協議会が当貸付とは別の貸付（保育料の一部貸付）の要件である要綱第3条（2）イ「保育所等に雇用されている未就学児を持つ保育士であって、産後休暇又は育児休業から復帰する者」を当貸付の要件と誤認して貸付200,000円の実行に至ったものである。

要綱上の貸付要件に合致しない貸付であるため返還を求める必要がある。

(社会福祉法人山口県社会福祉協議会)

【意見】貸付審査段階のチェック体制の強化について

上記「【指摘事項】就職準備金貸付の要綱に合致しない貸付について」で記載したとおり、貸付実施要綱の要件に合致しない貸付が実行されたケースが存在した。当事業の貸付実施要綱第3条には4つの貸付（（1）保育補助者雇上費貸付、（2）保育料の一部貸付、（3）就職準備金貸付、（4）子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付）に関する要件が規定されており、社会福祉法人山口県社会福祉協議会が要件を誤認したことが原因とのことである。

今後、誤認防止のために4つの貸付ごとのチェックリスト等を作成し審査資料として活用するなど貸付審査段階のチェック体制を強化することが必要である。

II 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども家庭課

2 児童保護費（児童家庭支援センター補助）

【指摘事項】補助金交付申請時期について

児童家庭支援センター事業費補助金交付要綱第4条2項において、『補助金交付における申請期限は補助金の交付を受けようとする年度の5月31日とする』と規定されている。

一方で、児童家庭支援センターからの交付申請書の受付は事業年度末に近い3月19日付となっている。この点、担当課の見解としては、当該事業は国庫補助の対象にもなっており国が決める補助単価が変更されることが確実視されていたため変更申請手続きを経るのではなく、最初から確定単価を用いて交付申請を受理する手続きを採ったとのことである。

事務作業の効率化を意図したものではあるが、交付要綱に定められた手続きを逸脱した処理となっており要綱が形骸化していることから今後は要綱に則した補助金交付申

(主務課・室 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども政策課)

指摘を受け検討した結果、当該貸付は貸付要件に非該当と判断し、平成31年3月8日に全額返還を受けた。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども政策課)

平成30年度の貸付受付分から、申請者用のチェックリスト及び事務局用の審査チェックリストを作成し、それにより確認を行っているが、意見の趣旨を踏まえ、令和元年度からは、複数名による審査を実施することとし、体制の更なる強化を行った。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども家庭課)

平成31年3月18日に補助金交付要綱を実態に即した形に改正し、交付申請期日を「年度の5月31日」から「別途通知するもの」に改めた。

措置済み

請の事務手続きを執行していくべきである。

【意見】 補助基準額の根拠数値の正確性について

児童家庭支援センター事業の補助基準額は補助金交付要綱の別表に規定されている。この中で事業費として地域や家庭からの相談件数及び関係機関との連絡・調整、市町からの求めに応じた回数を合算した数によって設定されている。

相談件数が多ければ多いほど基準額が増加するようになっており、補助事業者の報告する前年度実績件数の正確性が補助金交付額に直接影響することとなる。山口県としては、毎年、児童家庭支援センターへ指導監査に立ち入っており件数の正確性についても全件ではないにしても確認しているとのことである。

しかしながら指導監査チェック項目には当該確認項目が明示はされていないため、具体的にチェック箇所やチェック方法も担当者の判断に拠らざるを得ない。そこで、補助金交付申請金額の算定基礎となる当該件数の正確性を検証することをチェックリストに明示し、その結果も含めて適否を記録・保存する体制を整備運用するべきである。

【意見】 意見箱の設置について

現在山口県には5ヶ所の児童家庭支援センターがあるが、「はるかこどもの相談センター」を除き、利用者（相談者）目線で要望や意見を集約する、いわゆる意見箱の設置がない。

他の児童家庭支援センターにもプライバシーに配慮しつつ相談者からの評価が得られる仕組み（意見箱等）を導入することは検討の余地があると考えられる。

3 児童委員活動費

【意見】 委員充足率について

民生委員・児童委員の定数は3,072人で委嘱者数は3,022人となっている（充足率98.4%）。

昨今の複雑な課題の顕在化・深刻化により、負担感も増しており、民生委員・児童委員の担い手不足の問題はますます大きくなると思われるが、民生委員・児童委員は地域住民の支援という重要な役割を果たす存在であることから、負担軽減策も含め充足率の向上に努める必要がある。

【意見】 支出手続きについて

こども家庭課は、厚政課が条例により定めた民生委員・児童委員の定数に応じて、児童委員活動費として市町に交付しており、支出手続きを行っている。

一方、厚政課は民生委員・児童委員の改選等の事務を行い、民生委員活動費として児童委員活動費と同額の支出手続きを行っており、児童委員活動費の支出手続きを追加しても実務上特に支障がないのであれば、事務の効率性の観点から児童委員活動費の支出手続きについても厚政課で行うことも検討すべきである。

4 主任児童委員研修事業

【意見】 主任児童委員研修について

本事業は、平成28年度までは社会福祉法人山口県社会福祉協議会が受託し、研修を行っていたが、平成29年度

（主務課・室 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども家庭課）

措置済み

令和元年度指導監査調書内に新たに「事業実績報告書と相談等の記録が一致しているか。」の項目を新設した。

（主務課・室 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども家庭課）

措置済み

令和元年7月29日付け事務連絡により、要望や意見における複数の受付方法の整備について要請した。

また、令和元年度指導監査調書内に新たに「複数の相談方法を整備しているか。」の項目を新設した。

（主務課・室 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども家庭課）

改善途中

令和元年度の委員改選で、負担軽減策を含め、充足率の向上に係る措置を行う。

（主務課・室 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども家庭課）

措置済み

児童委員の活動はこども家庭課で監督すべきであり、引き続き、当課で予算計上する必要がある。支出手続きを一本化することによる事務の効率化はできないが、児童委員の監督責任のあるこども家庭課が児童委員の活動内容を把握できるよう、今後は児童委員の活動状況等を厚政課と共有することとした。

（主務課・室 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども家庭課）

改善途中

今後は、開催時期の事前調整を行う。

は県の事業として研修会を開催している。

一方、県は民生委員・児童委員研修実施業務として山口県民生委員児童委員協議会と業務委託契約を交わし、民生委員・児童委員を対象に研修を行っている。こちらの研修は民生委員・児童委員に就任して3年未満の者と3年以上の者と対象者を分けて開催しているが、3年以上の者を対象とした研修は、平成29年9月19日に開催されている。県の主任児童委員研修の対象は児童委員及び主任児童委員で平成29年9月26日に開催されている。

対象者がほぼ同じ研修を短期間の間に開催しているため参加者にとっても負担になると考えられる。

今後は、開催時期を事前に調整するなど、参加者の負担を軽減する方策を検討すべきである。

6 ひとり親家庭等就業支援強化事業

【意見】就業支援相談員の募集条件について

就業支援事業における就業相談は、家庭の状況、職業訓練の必要性等就業に関する指導・助言をはじめ巡回相談や就業促進活動を行うこととされている。一方で当該相談員はハローワークにおいてその募集が行われており、募集条件として「電話相談業務経験者（男女不問）」とされているとのことである。

上記のような相談業務は一般的な相談業務とは言えず、個別案件ごとに相応の専門的知識も要求されると考えられることからすると、相談員の条件としては十分性を欠く表現となっているのではないかと思われる。従って、就業支援に関連する業務の経験を有する者等、もう少し条件を加重して相談員を募集することを検討する必要がある。

【意見】巡回相談（就業支援）の在り方について

就業支援事業において、相談員が県内各地区を巡回して相談を受ける巡回相談を実施している。実績報告書によると平成29年度は11市で計29回の巡回相談を開催しているが、開催日によっては相談者数が0人であり、市によっては全ての開催日で相談者実績0人という状況である。

巡回相談は山口県母子家庭等就業・自立支援センターに面接に行くことが難しい相談者や電話では相談しづらい内容について、直接相談員に就業支援のアドバイスを求めることのできる機会である。平成29年10月1日現在で山口県の総世帯は600,877世帯、うち母子世帯は14,563世帯、父子世帯は1,703世帯であり上表の23人を23世帯と仮定しても利用率は1%にも達していない（約0.14%）。

実際には利用割合が高いとは言えず、相談員が現地に出張しているにも関わらず遊休化している。そもそも、巡回相談の存在を把握していない可能性も否定できず、ひとり親家庭に対して巡回相談の開催を周知徹底していくべきである。また、そのうえで利用者が少ない状況が常態化するのであれば、相談員の出張費や人件費等のコストと巡回相談の実績（成果）を比較し、開催地区や回数を見直し、開催方法として事前予約制にして事前の申請者がいない場合には開催自体を取り止める等の措置を採る必要がある。そして、例えば巡回相談を効率化して得られた時間を山口県母子家庭等就業・自立支援センターでの相談業務の拡充

（主務課・室 健康福祉部 こども・子育て
応援局 こども家庭課）

改善途中

採用後、必要な研修を受講し、相談員として必要な知識を習得することとしているが、募集条件について他県等の状況を調査し検討していく。

（主務課・室 健康福祉部 こども・子育て
応援局 こども家庭課）

措置済み

令和元年度は相談事業体制を見直し、巡回相談は児童扶養手当現況届時である8月のみに実施、8月以外の相談については出張相談で個別に対応することで、費用対効果を図ることとした。また、事前周知の徹底については、市町の協力により児童扶養手当の現況届通知の封書に市町毎の巡回相談日時の案内の文書を同封した。さらに、7月7日放送のFM山口の子育て応援番組において巡回相談について周知を行った。

等（平日夜間の時間対応等）を検討すべきである。

（社会福祉法人山口県社会福祉協議会）

【意見】貸付の対象となる費用について

ひとり親高等職業訓練促進資金貸付の対象となる費用は、入学準備金が、「養成機関への入学金、教科書代、教材費など一時的に必要な費用に限る」としており、就職準備金が、「転居に伴い転居が必要などの転居費用、就職にあたり必要となる被服費、交通費など」としている。

入学準備金の貸付申請時の資料を閲覧すると、自転車やパソコンといった、他の用途でも利用可能な物品が対象費用として申請があった。通学や授業で必要なものであり、協議会の審査時議事録を閲覧すると、審査の過程で議論がされた上で、対象費用とする旨の判断がなされていたが、本事業の貸付資金は一定の要件を満たせば将来免除となる可能性のある貸付資金であり、どのような費用がどのような場合に対象の費用として認められるのか一定程度の基準を設け、その上で協議会にて審査を行うことが必要である。

7 児童扶養手当支給事業費

【意見】児童扶養手当返納金の不納欠損処分について

不納欠損処分については、総務部税務課に事前協議する必要がある。税務課は「債務の承認」を債務の存在を知っていることを表示した時点で承認とみなし、時効中断としており、担当課は時効成立させるため支払意思が全く感じられない債務者に対して、5年間、臨戸訪問や催告書の送付により、時効を完成させている。

債務者の返済意思がない場合であっても返済能力がある場合、県の取りうる手段としては訴訟が考えられる。訴訟が効率性や経済性に照らして妥当であるか個別の案件ごとに検討するべきであるが、検討過程は残されていない。

返金してもらいべき金額は安易に消滅させるべきではなく、訴訟も一手段であるのだから不納欠損処理を実施する前に、訴訟の可否について個別に検討過程を記すべきである。

8 母子父子寡婦福祉資金貸付金

【意見】債権管理マニュアルの法的措置について

山口県母子・父子・寡婦福祉資金貸付金債権管理マニュアルにおいては、法的措置を予定しているが、こども家庭課においては法的措置を実施した事例はないとのことである。

しかしながら、県の債務者との接触の履歴を見ると、返済するだけの余力があると思われる債務者から返済がされない場合や、逆に返済が厳しい経済状況にあると思われる債務者であるにもかかわらず、少額の返済を定期的に行っている場合があり、債務者の誠実性に依存した回収がなされているのではないかと思われるものが存在する。

法的措置については、「償還指導に応じない場合」、「償還可能であると判断される場合」、「居住地が判明している場合」という3点がマニュアル上明示されている。少なくともこの要件を満たすのであれば、マニュアル通りの法的措置を検討すべきである。なお、これらの3点の要件が不明確であるため法的措置を採れないのであれば、こ

（主務課・室 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども家庭課）

個別の事例については、審査会において判断し、判断結果を議事録に詳細に記載し整理していく中で、一定基準について検討していく。

改善途中

（主務課・室 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども家庭課）

今後は、不納欠損処理を実施する前の訴訟の可否についての検討過程を記録する。

改善途中

（主務課・室 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども家庭課）

令和元年5月に決定した未収金対策において、「就労等しており、給与収入等の定期的な安定した収入があること、又は強制執行可能な財産を保有していること」等、法的措置を行う要件を明確化した。

措置済み

これらの3点の要件を明確にするべきではないかと考える。

【意見】 不納欠損処理について

こども家庭課が管理している債権のうち、平成 29 年度は4件の債権について不納欠損処理を行っている。

4件のうち2件については、違約金について不納欠損処理をしている。2件とも元本の返済が一時滞ったことから生じた違約金であり、元本全額については返済がなされている。履歴を見る限りにおいては、債務者においては元本を完済しているため違約金については認識していない状況にあった。2件とも相当な長期間債務者及び連帯債務者に対して接触がなかったことが違約金の不納欠損処理につながったと思われる。

残りの2件のうち1件については、昭和 59 年1月が最終返済期日で、その後平成 25 年 12 月まで県が債務者に接触したかどうかの履歴は確認できなかった。なお、平成 25 年 12 月の債務者を訪問した際には不在であり、その後は平成 29 年 6 月に至るまで接触はなかったものである。平成 29 年 6 月の接触後、時効の援用により不納欠損処理がなされている。もう1件については、平成元年 12 月が最終納期限で、その後平成 24 年に至るまでの間については、債務者に接触した履歴は確認できなかった。なお、時効の援用となり不納欠損処理となっている。これら2件については、時効成立までの間、県が債務者及び連帯保証人と適切な協議の場を持たなかったことが不納欠損処理につながったと思われる。

実際に返済できる状況にない債務者もあると思われるが、容易に債権の時効の成立となるような長期間の債権の放置は避けるべきである。

(宇部健康福祉センター)

【意見】 貸付審査表の審査基準について

宇部健康福祉センターでは、「母子・父子・寡婦福祉資金貸付審査表」を作成して貸付の審査を実施している。

「母子・父子・寡婦福祉資金貸付審査表」には、審査基準が記載されており貸付申請内容が審査基準を満たしているか否か確認する様式となっている。

平成 29 年度の「母子・父子・寡婦福祉資金貸付審査表」を閲覧したところ、審査基準が貸付申請された資金種類とは別の資金種類の審査基準となっているケースが見受けられた。いずれのケースも貸付申請された資金種類の審査基準を満たしていたため実質的には問題はなかったが、貸付申請された資金種類とは別の資金種類の審査基準が記載されていると審査の過程で判断を誤る可能性もある。

「母子・父子・寡婦福祉資金貸付審査表」に記載された審査基準が貸付申請された資金種類の審査基準と整合しているか確認をして利用するべきである。

(宇部健康福祉センター)

【指摘事項】 長期間放置された状態の債権について

償還指導台帳を閲覧すると 30 年以上前から借主等との接触がなく放置された状態の債権が見受けられた。担当者に理由を質問したところ、「借主及び連帯保証人（または、相続人）の所在不明で連絡先がわからないため、どうすることもできない」「償還が可能な債権を優先的に接触

(主務課・室 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども家庭課)

令和元年5月に償還の指導に関する方針を決定し、時効中断措置の徹底を重点項目とした。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども家庭課)

審査表については、審査基準欄の確認を以前から行っているが、意見後直ちに資金種類欄に誤記がないのかも確認することとした。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども家庭課)

令和元年 10 月に、マニュアルに従って、不納欠損処分を要すると思われる債権について、こども家庭課を通じて税務課と協議を行った。

措置済み

している」などの回答を得た。また平成9年度以前は、貸付審査及び債権管理を本庁で実施しており、健康福祉センターに貸付審査時の状況や当初の債権管理の状況を把握している職員がいないとのことであった。

健康福祉センターでは、「どうすることもできない」債権については、マニュアルに従って子ども家庭課を通じ税務課と協議をすることが必要である。

9 ひとり親家庭自立支援給付金事業

【意見】自立支援教育訓練給付金の周知の徹底について

自立支援教育訓練給付金について過去3年間（平成27～29年度）の利用実績はゼロである。

自立支援教育訓練給付金について、以前は雇用保険の給付制度である教育訓練給付金と併用ができなかったが、現在は併用できるようになっている。しかし、以前の認識がまだあるためか利用者がいない状況である。町の制度案内の状況を確認するため、町の制度案内パンフレットを見ると、高等職業訓練促進給付金の内容は記載されていたが、自立支援教育訓練給付金の記載はなく、周知がいきわたっていない可能性がある。

県内の町（周防大島町除く）と連携を図り制度案内のパンフレットに自立支援教育訓練給付金を記載するなど町民に周知を図る必要がある。

10 ひとり親家庭生活向上事業

【意見】家計管理・生活支援講習会等の実施内容の検討について

家計管理・生活支援講習会等については、一般財団法人山口県母子寡婦福祉連合会が随意契約により業務を実施している。当事業の実施要綱の第3条において、「講習会は、(ア)児童のしつけ・育児に関する講習、(イ)健康づくりに関する講習、(ウ)家計管理、(エ)その他必要と認める講習」となっているが、講習会の内容について県は受託者に特段の指示や連絡等は行っていない。なお、委託契約書においては、事業内容及び実施方法は「山口県ひとり親家庭等生活向上事業実施要綱」のうち、生活支援講習会等事業の通り、となっている。

平成28年度の講習会の講座内容については、「園内散策」、「自然観察、親子でピザ作り」、「心の癒しにお花を生ける」、「認知症予防講座」、「今地震が起きたら」等を含むものとなっている。平成29年度の講習会の講座内容については「防止のため消費者トラブル基礎講座」、「介護する人・される人」、「救命処置 AED 使用方法」、「特殊詐欺（振込詐欺等）被害防止指導」等を含むものとなっている。

当事業の実施要綱第3条においては、「ひとり親家庭等は、就業や家事等日々の生活に追われ、子供のしつけ・育児又は母親や子どもの健康管理などが十分に行き届かない面があることから、各種生活支援講習会を開催するものとする。」とし、前述の(ア)～(エ)の講習会を実施するものとしている。また、同第3条(3)においては、「講習内容は、講習を受講することにより受講者の自立につながると認められるものとする。」と記載されている。

過去2年間の開催内容を見てみると、このような実施要綱上の趣旨に合致している講座内容になっているか疑問

(主務課・室 健康福祉部 子ども・子育て応援局 子ども家庭課)

引き続き、管内の町広報誌に掲載依頼を行うとともに、市町担当者説明会等の機会を利用し周知に努める。

改善途中

(主務課・室 健康福祉部 子ども・子育て応援局 子ども家庭課)

平成31年3月の令和元年度契約締結時に、山口県母子寡婦福祉連合会から計画内容、実施方法等を確認し、実施要綱上の趣旨に合致した講座内容となっていることを確認するとともに、実績報告書の記載を適切に行うよう指導を行った。

措置済み

のある講座が見受けられる。特に平成 29 年度については、「児童のしつけ・育児に関する講習」の開催が 0 となっており、母子家庭の利用者は激減している。

県は目的とした事業が実施されているかどうかについて、実績報告書にて実施内容を適切に評価し、次年度以降の契約方法や業務実施方法について検討を行うべきである。

また、実施報告書の記載についても、同じ講義内容及び講師で複数回開催された講義であるにも関わらず、「健康づくりに関する講習」に区分されていたり、「その他必要と認める講習」に区分されていたりと統一性がない。実績報告書の記載が適切になされていない場合、事業目的を達成したかどうかの評価が出来ないため、適切な実績報告書が提出されるように指導を行うべきである。

【意見】家計管理・生活支援講習会等の契約額について

平成 28 年度の同事業の講習会に関する委託料は 249,000 円であり、講習会開催は 13 回であるため、1 回あたりの単価は 19,152 円となっている。平成 29 年度の講習会に関する委託料は 600,000 円であり、開催回数は 16 回であるため、1 回あたりの単価は、37,500 円となっている。

平成 29 年度は国の通知に基づいて、平成 28 年度と比較して家計管理の講習を実施することとし、ファイナンシャルプランナー等に講師を依頼することが想定された。

このため県の予定価格が 600,000 円となり、見積書提出を経て、単独随意契約にて 600,000 円で委託契約を締結している。

しかしながら、会計管理の全 7 回のうち、ファイナンシャルプランナーが講師を務めた講習会は 1 回のみである。その他の 6 回の講義については、県金融広報アドバイザーや市消費生活センター相談員等が講師を務めている。国の実施要綱に合わせて講習内容を見直したことにより業務の仕様が変わり委託額は上昇したにも関わらず、委託額が上昇する要因となった講師謝金が比較的多く生じるファイナンシャルプランナー等の専門家による講習は 1 回しか実施されていない。専門家の講習を前提としているのであればその旨を仕様書に明記すべきである。

11 ひとり親家庭等日常生活支援事業

【指摘事項】実績報告書の記載内容の確認について

ひとり親家庭等日常生活支援事業の委託先である一般財団法人山口県母子寡婦福祉連合会から提出を受けている「ひとり親家庭等日常生活支援事業実績報告書」を閲覧したところ、「派遣等時間割の内訳」の記載に誤りが発見された。

委託契約書第 12 条において、山口県は、「実績報告書を受領したときは、その日から 10 日以内に事業の実績について検査を行うものとする」旨規定されている。

ひとり親家庭等日常生活支援事業実績報告書を受領したときは、事業が適切に実施されているかを含め、実績報告書の記載内容に誤りがないか確認すべきである。

【指摘事項】実績報告書の収支内訳と委託先の決算書との整合性について

(主務課・室 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども家庭課)

講師の謝金や実施回数等、契約金額に影響を及ぼす事項について仕様書等に明記し令和元年度契約を締結した。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども家庭課)

平成 30 年度実績報告書受領後、速やかに実績について検査を行なった。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども家庭課)

改善途中

一般財団法人山口県母子寡婦福祉連合会から提出を受けた実績報告書の記載の「ひとり親家庭等日常生活支援事業の収支内訳」の支出科目の「その他」に一般財団法人山口県母子寡婦福祉連合会の決算書の「日常生活」事業に係る費用のうちの給料手当その他の費用の金額が含まれており、提出を受けた収支内訳の支出科目と委託先の決算書上の費用科目との整合性が確認しづらい状況となっていた。

実績報告書に記載する収支内訳は委託先の決算書との整合性を確認しやすくするよう工夫すべきである。

【指摘事項】 委託料の根拠となる予定価格について

委託料の根拠となる予定価格は、家庭生活支援員派遣手当と事務費の合計金額となっているが、このうち事務費については過年度より 50,000 円の固定金額(内訳等積算根拠なし)で当初予算が計上されており、山口県が一般財団法人山口県母子寡婦福祉連合会から受理した見積書についても事務費は 50,000 円で記載されていた。

その後、年度末付近で変更された委託契約の変更後の委託料 1,457,215 円は、事務費が 265,940 円となった変更後の見積書に基づき決定されていた。

事務費の実績金額が過年度から同額である当初見積金額の 50,000 円を大きく上回っていることが常態化しているのであれば、過年度の事務費の実績金額等を参考により精緻な事務費の金額を予定価格の算出において使用すべきである。

また、委託先の支出増加に伴い委託料を変更(増額)するのであれば、増額となった支出額が委託している事業に要する支出内容として適切かどうかを詳細に確認すべきである。

【意見】 家庭生活支援員に対する派遣手当の金額について

現状において、家庭生活支援員に対する派遣手当の金額は、国が負担する補助金額の基準額と同額となるように単価が決められている。当該手当は「給与」ではなく「報酬」として扱われているが、子育て支援に係る平日の手当(交通費含む)は1時間当たり 740 円～となっており、山口県における最低賃金(平成 29 年 10 月～: 777 円、平成 30 年 10 月～: 802 円)の単価を下回る水準となっている。

家庭生活支援員に対する派遣手当の単価を改定することも検討すべきである。

13 子どもの虐待対策・家庭的養護推進事業

【指摘事項】 山口県児童養護施設等入所児童運転免許取得費補助金について

「平成 29 年度児童養護施設等入所児童運転免許取得費補助金交付申請書」を閲覧したところ「児童相談所長の意見」欄に貸付金の利用が困難である旨およびその理由についての記載が不十分なものが見受けられた。

今後は貸付金の利用が困難である旨およびその理由を明確に記載するように各児童相談所長へ再度、周知徹底を図る必要がある。

(中央児童相談所)

委託先の決算書との整合性を確認しやすくするため、実績報告書収支内訳の項目を見直す。

(主務課・室 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども家庭課)

令和元年度契約において、事務費についても過去の実績金額を基に予定価格を算出するよう見直した。また、委託料を変更する場合は、支払内容を精査することとした。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども家庭課)

単価の見直しについて検討する。

改善途中

(主務課・室 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども家庭課)

平成 31 年 3 月 26 日付け事務連絡により、貸付金の利用が困難な理由を明記するよう、各児童相談所へ再度周知した。

措置済み

<p>【意見】委託契約書の省略について 里親更新研修における託児業務について業務委託をしている。平成 29 年度は2回業務委託をしており委託金額は第1回が 10 千円の随意契約、第2回が 18 千円の随意契約となっている。山口県会計規則第 130 条第 1 号によれば、契約書の作成を省略できるが、中央児童相談所では第1回、第2回ともに契約書を作成している。 原則は契約書を作成することとなっているので規則に反しているわけではないが、経済性・効率性の観点から契約書の作成を省略することも検討するべきである。</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども家庭課) 令和元年度より、契約書の作成を省略できるケースでは作成を省略することとした。</p>	措置済み
<p>(社会福祉法人山口県社会福祉協議会) 【指摘事項】申請者が未成年者であるときの児童養護施設等の施設長の意見書等について 「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付金規程」の第7条第4項に「自立支援資金の貸付けを受けようとする者が、未成年者であるときは、親権者等法定代理人の同意が得られる場合にはその同意を得ることとし、法定代理人の同意が得られないやむを得ない事情がある場合であっても、児童養護施設等の施設長（里親委託児童の場合は児童相談所長）の意見書等により、貸付けを行うことで申請者の自立が見込まれる場合には、法定代理人の同意を不要とすることができる。」と規定されている。 貸付金規程の第7条第4号の「意見書等」について所定の様式はあるが、第8条の「保護者等からの経済的支援が見込まれない者であることが確認できるもの」として提出される「保護者等からの経済的支援が見込まれないことを証する書面」で代用しているとのことである。 第7条第4号の「意見書等」と第8条の「保護者等からの経済的支援が見込まれない者であることが確認できるもの」は、趣旨が異なるため第7条第4号の「意見書等」で求められる「法定代理人の同意が得られないやむを得ない事情」及び「貸付けを行うことで申請者の自立が見込まれる」ことが明確となるよう、所定の様式を使用すべきである。</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども家庭課) 平成 31 年 4 月に「児童養護施設退所者等自立支援資金制度事務の手引」を改正して様式を明記し、所定様式の使用の徹底を図った。</p>	措置済み
<p>(社会福祉法人山口県社会福祉協議会) 【指摘事項】業務従事状況報告書の提出期限について 「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付金規程」の第 19 条第 2 項によれば借受人は毎年 4 月 20 日までに、業務従事状況報告書を提出することとなっているが、5 月 23 日に提出されているケースがあった。4 月 20 日までに提出するように借受人に周知徹底する必要がある。</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども家庭課) 平成 31 年 4 月の報告書提出依頼時に、期限内に業務従事状況報告書を提出するよう再度周知を行った。</p>	措置済み
<p>(社会福祉法人山口県社会福祉協議会) 【意見】償還猶予申請書及び償還猶予決定通知書の記載について 償還の猶予を受ける借受人は、「自立支援資金償還猶予申請書」を提出し、社会福祉法人山口県社会福祉協議会の会長は、内容を審査して「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金償還猶予決定通知書」を申請者に通知している。 自立支援資金貸付金の猶予期間は「生活支援費」と「家賃支援費」が5年間で「資格取得支援費」が2年間で</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども家庭課) 平成 30 年 10 月に償還猶予申請書及び償還猶予決定通知書の様式を改正し、償還猶予期間を貸付資金ごとに記載できるようにした。</p>	措置済み

なっているが、3種類の資金を借り受けた者の償還猶予申請書及び償還猶予決定通知書を閲覧したところ、3種類の資金と一緒に記載されていて償還猶予期間が5年間となっていた。

資格取得支援費の猶予期間は2年間であることがわかるように記載すべきである。

(社会福祉法人山口県社会福祉協議会)

【指摘事項】申請期限のルール化・明文化について

平成29年3月～5月分の家賃について平成30年度に家賃支援費として貸付を実施しているケースがあった。

「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付金規程」には、貸付期間の定めはあるが、貸付けの申請について特に期限は定められていない。

貸付申請期限についてルール化して規程等に明文化すべきである。

(主務課・室 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども家庭課)

平成31年4月に「児童養護施設退所者等自立支援資金貸付制度の手引」及び「児童養護施設退所者等自立支援資金制度事務の手引」を改正し、貸付申請期限について、原則、進学・就学後2月以内の申請とすることを明記した。

措置済み

(社会福祉法人山口県社会福祉協議会)

【意見】貸付事業資金の管理方針の文書化について

児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業の実施主体である社会福祉法人山口県社会福祉協議会では、貸付事業資金として平成27年度に112,690千円、平成28年度に248千円、平成29年度に326千円の補助金を受けている。社会福祉法人山口県社会福祉協議会から県に提出された平成29年度の実績報告書に添付された資金収支計算書によると平成29年度末現在の資金残高は107,515千円となっている。当該資金の管理運用方針は作成されておらず全て普通預金で運用されている。

平成29年度末現在でも1億円を超える多額の資金を保有しており、県としての管理運用方針を定め文書化すべきである。

(主務課・室 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども家庭課)

貸付原資の執行状況を踏まえ、管理方針を策定する。

改善途中

14 児童保護費（措置児童委託料及び母子生活支援施設等負担金）

【指摘事項】児童入所施設措置費等県費負担金に係る指導監査について

県管轄の施設に係る措置児童委託料については県の指導監査が実施されているが、市町が主体となっている児童入所施設措置費等の県費負担金については、県は提出書類のみに基づいて内容を確認しているのみで指導監査は特段実施していない。

児童入所施設措置費等県費負担金については県費が使用されていることから、市町が主体となっている児童入所施設措置費等についても何らかの指導監査等を実施すべきである。

(主務課・室 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども家庭課)

児童手当等の行政指導監査に合わせて、当該負担金についても監査を実施する。

改善途中

15 児童福祉振興費

【指摘事項】アイリンピック大会における山口県児童福祉振興行事実行委員会の位置付け及び運営方法について

山口県児童福祉振興行事実行委員会設置要綱第2条において、山口県児童福祉振興行事実行委員会がアイリンピック大会の原案を作成するとともに、山口県及び山口県児童入所施設連絡協議会等の承認を得て、県予算の範囲内で運営・実施する旨規定されている。当実行委員会は、児童福祉施設等の指導員、こども家庭課職員、障害者支援課職

(主務課・室 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども家庭課)

令和2年度当初予算から補助金として計上予定。

改善途中

員及び山口県児童入所施設連絡協議会事務局職員によって構成され、運営されている。

従って、アイリンピック大会については、山口県児童福祉振興行事実行委員会が運営し、収支決算書を作成している。ただし、同実行委員会の名称はアイリンピック大会の主催、後援等として対外的・対内的に公表されていない。

アイリンピック大会の収支決算書においては、収入として「山口県からの補助」1,358千円及び「(公財)毎日新聞西部社会事業団からの補助」(活動助成金)200千円、合計1,558千円が記載されており、支出については、それぞれの「補助」金額に対応した支出額が記載されている。このうち、「山口県からの補助」に対応する支出1,358千円が当事業の決算額として計上されているが、これは、実行委員会を通さず、直接こども家庭課が支出を行っている。(公財)毎日新聞西部社会事業団からの補助200千円については、実行委員会が出納を行っており、山口県からの補助と(公財)毎日新聞西部社会事業団からの補助では、出納の主体が異なっていた。

また、山口県児童福祉振興行事実行委員会事務局〇〇(「〇〇」は担当者名)の名義で銀行口座が開設されており、預金残高には過年度から繰り越されていると考えられるものが含まれていたが、実行委員会の予算・決算には記載されていない。(平成30年3月末現在で123,824円の預金残高)。

一般的に実行委員会が運営主体となる行事については実行委員会が市町やその他の団体とは別の団体として活動していること、山口県児童福祉振興行事実行委員会が山口県とは別に資金管理を行っていること、山口県からの「補助」とは別に他の団体から「補助」を受領していることからすれば、本来は山口県児童福祉振興行事実行委員会を山口県から独立した一団体として扱うべきである。

また、アイリンピック大会に関する決算額は、同実行委員会に対する補助金としての性格を有することから、山口県の補助金に関する規定に基づき支出を行うべきである。

IV 健康福祉部 医療政策課

1 周産期医療システム強化事業

【意見】 同一の委託先に対する複数の委託業務契約の事務の効率化について

平成29年度に当事業で地方独立行政法人山口県立病院機構山口県立総合医療センターと2つの業務委託契約(山口県周産期医療システム運営事業、山口県NICU入院児支援事業)を締結しているが、平成30年度からは一本化して1つの業務委託契約としている。

契約業務の効率化のために平成29年度でも特段の事情がなければ2つの業務委託契約を一本化して1つの業務委託契約とすることを検討すべきであった

2 地域周産期医療センター運営事業

【指摘事項】 実績報告の収支額について

総合病院山口赤十字病院の平成29年度の実績報告の収支額が、交付申請の収支予定額と全くの同額となっている。

(主務課・室 健康福祉部 医療政策課)
平成30年度から1契約としており、今後も同様の措置を行うこととしている。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部 医療政策課)
平成29年度の実績報告については、平成31年3月に実績額を再報告させたところである。また、平成30年度の実績報告

措置済み

平成 28 年度についても交付申請と実績報告を閲覧したところ平成 28 年度も実績報告の収支額が、交付申請の収支予定額と全くの同額となっている。このことについて県は、平成 28 年度の実績報告書の提出を受けた際、同病院に確認しているが、正しい実績額であるとの回答であったため、それ以上の指導を行っていない。

交付申請は平成 29 年 7 月 26 日に提出されており、この時点で平成 29 年度の実績を算出することは不可能と考えられる。総合病院山口赤十字病院の場合、実績報告に記載された収支差額△55,966 千円が補助金の算定基礎となっている。

当事業は、国庫からの「医療提供体制推進事業費補助金」を財源にしているが、「医療提供体制推進事業費補助金」は、当事業以外にも様々な事業に配分されており、当事業以外への配分額や当事業内の病院間の配分額にも影響を及ぼす可能性がある。

県は、総合病院山口赤十字病院に対して実績報告の収支額については実績額を報告するよう指導をすべきである。

3 周産期医療助産師活用推進事業

【意見】助産実践能力向上事業研修会の参加施設数について

県内分娩施設 38 施設中、2 年間で参加した施設は 16 施設であった。参加施設数が少ない理由を担当者に質問したところ、小規模な施設については、研修に参加するだけの人的余裕がないためとのことであった。

本事業の目的である、県内助産師の助産実践能力の向上を図るという目的を達成するためには、より多くの施設からの研修会参加が必要である。過去に参加していない施設や助産師会への働きかけ、人的余裕のない小規模施設への配慮等を検討し、参加施設数を増やすことが必要である。

4 小児医療対策事業

【意見】小児救急医療啓発事業の委託契約期間について

小児救急医療啓発事業について（一社）山口県医師会と業務委託契約を平成 29 年 7 月 13 日に締結しており、契約書における委託期間（第 3 条）は平成 29 年 7 月 13 日から平成 30 年 3 月 31 日までと規定されている。一方、当該啓発事業の初回開催日が平成 29 年 7 月 13 日であったことからすると契約締結日と同日となり、仮に契約手続きに不備があった場合は正式な契約が成立しない状況で事業が開催されることになる。

受託業者も事業開催までに一定の準備を行う必要があるため契約締結日の在り方を再考すべきである。

【意見】（一社）山口県医師会との単独随意契約について

山口県小児救急医療電話相談業務については、夜間 19 時から 23 時までの対応を（一社）山口県医師会が担当し、23 時から翌朝 8 時までを民間の株式会社法研が担当しているが、（一社）山口県医師会が担当する時間帯の委託については単独随意契約となっており、株式会社法研が担当する時間帯の委託については、一般競争入札となっている。

単独随意契約の理由は「公益性と医療面における高い

については、実績額で報告されているところであり、今後も同様の指導を行うこととしている。

（主務課・室 健康福祉部 医療政策課）

措置済み

平成 30 年度の運営会議において、多数の助産師が参加しやすい研修となるよう、研修日程を検討するとともに、プログラムの見直しを行った。

その結果、令和元年度は、8 月までに実施した研修において、昨年度参加のなかった 4 施設からの参加があった。

今後も、運営会議等において検討を行い、参加施設の増加に努める。

（主務課・室 健康福祉部 医療政策課）

改善途中

平成 30 年度から契約手続きを 2 か月程度早めたところであるが、初回開催日も早まっているため、令和元年度の契約においても同様の状況が生じている。今後は契約期間開始日を契約日から一定期間後とするなどの対応を行うこととしている。

（主務課・室 健康福祉部 医療政策課）

措置済み

令和元年度から全時間帯について、一般競争入札を行っている。

専門性に対応し、感染症の流行状況や相談における在宅相談医の把握など地域における情報を的確に確保できる県内の事業者は山口県医師会以外には存在しない。」ためとのことであるが、(株)法研が担当する時間帯との違いが明確に分かるように競争入札等審査会資料等に単独随意契約の理由を記載すべきである。

5 医療勤務環境改善支援事業（うち病院職員子育てサポート事業）

【意見】 重複補助実施の有無の確認について

当該補助事業は、国の労働局が実施する「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」等との重複補助は認められないことになっている（山口県看護職員確保対策事業実施要綱3（2））。

重複補助のないことの確認について担当者に質問したところ、実施していないということであった。交付申請書提出の際には留意事項に、子ども・子育て支援新制度及び労働局や国による助成金を活用する場合は対象とならない旨明記されているが、チェックシートを提出してもらう等の事務負担のかからない形での確認を検討すべきである。

6 病院内保育所共同利用促進事業

【意見】 利用促進のための方策について

当事業では平成28年度に「設備整備費への補助」が2件あるのみでその他実績がない。利用が少ない原因を担当者に質問したところ「福利厚生事業として病院内保育所を運営している医療機関が多く、他施設の職員の児童の受け入れに対し、利用料の設定や事故が起きた場合の対応等検討する必要があることから、事業化に踏み切れないところがある」との回答を得た。また利用促進を図るために実施していることを担当者に質問したところ「医療機関の勤務環境改善を支援する医療勤務環境改善支援センターの相談支援において、子育てと仕事の両立に向けた好事例として紹介する等、利用促進に努めた」との回答を得た。

県内では病院内保育所において他施設の職員の児童を受け入れた実績がないため他県の先行事例を紹介する等、利用促進を図る方策を検討すべきである。

V 健康福祉部 医務保険課

1 県立病院機構運営費負担金（うち「周産期医療に要する経費」及び「周産期母子医療センター地域連携業務」）

【意見】 「周産期医療に係る経費」の按分基準の作成及び実績の把握について

「周産期医療に係る経費」は、地方独立行政法人法第85条第1項第2号の「当該公営企業型地方独立行政法人の性質上能率的な経営を行ってもなおその事業の経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費」に該当するため、地方独立行政法人法第85条第1項に従って設立団体である県が経費を負担している。

県では「周産期医療に係る経費」に係る負担金の計算にあたって、例えば医師については、総合周産期母子医療センターの運営に必要な人役を10人として計算しており、その他の経費については、按分により計算している

（主務課・室 健康福祉部 医療政策課）
令和元年度交付申請時から確認を実施する予定である。

改善途中

（主務課・室 健康福祉部 医療政策課）
勤務環境改善の研修会を通じて、先行事例の紹介などをし、利用促進を図る予定である。

改善途中

（主務課・室 健康福祉部 医務保険課）
共通経費の按分基準については、文書化を行った。

年間実績を踏まえた上での負担金額の妥当性の事後検証については、平成30年度実績を基に対応する予定としている。

改善途中

が、その基準を文書として作成していない。負担金は12月までの実績を踏まえて補正をして確定しているが、年間の経費実績額は把握していない。

「周産期医療に係る経費」は山口県立総合医療センターで共通的に発生する経費も多く、共通経費については按分をすることになるため按分基準を文書化するべきである。また負担金は12月までの実績を踏まえて金額を確定しているが、年間の実績も踏まえた金額を把握し負担金の額が妥当であったのかどうか、結果として多かったのか少なかったのか事後検証をすることも検討すべきである。

VI 健康福祉部 障害者支援課

1 在宅障害児療育支援推進事業

【指摘事項】事業実施状況の報告について

ア 在宅支援外来療育等指導事業の総括表について

在宅支援外来療育等指導事業の総括表には「障害種別」の指導延件数と「担当職種別」の指導延件数を記載するようにしているが「障害種別」と「担当職種別」の件数が合致していないものがあつた。

「障害種別」と「担当職種別」の指導延件数が合致していない理由を問い合わせ、合致するように記載方法を指導する必要がある。

イ 在宅支援外来療育等指導事業の内訳表について

「社会福祉法人光栄会」は、内訳表に代えてカリキュラムを添付しているが、障害種別の指導件数が確認できない。

在宅障害児療育支援事業実施要綱の別紙様式3の内訳表を使用して障害種別の指導件数が確認できるようにする必要がある。

また「社会福祉法人吉敷愛児園」は、内訳表を添付しているが最新の様式を使用していない。

最新の様式を使用するように指導すべきである。

ウ 実績がない法人の事業実施状況の報告について

平成29年度は9法人と業務委託契約を締結したが3法人については相談指導実績がなかったため在宅障害児療育支援事業実施要綱第8条の実施状況の報告を行っていない。

在宅障害児療育支援事業実施要綱に実施状況の報告を省略することができる旨の規定がない以上、「実績なし」などと記載をして提出させるべきである。

【意見】委託業者の選定について

平成29年度に業務委託契約を締結した9法人のうち3法人については指導実績がなかった。

平成29年度に指導実績がなかった3法人について、なぜ実績がなかったのか分析し、今後の委託業者選定に活かすことが必要である。

2 発達障害児地域支援体制強化事業

【指摘事項】成果報告書の記載漏れについて

平成29年度発達障害児地域支援体制強化事業成果報告書を読んだところ、「保護者向け啓発イベントの開催」に関する実績が未記入の報告書が1件あつた。未記入であつた理由について担当者に質問したところ、事業は実施されているが受託者が記載を失念していたとのことであつた。

(主務課・室 健康福祉部 障害者支援課)

ア 指摘後直ちに、指導延件数が合致していないものについては確認し、修正報告を提出させるとともに、記載方法について指導した。

イ 指摘後直ちに、所定の様式・最新の様式を使用するように指導した。

ウ 指摘後直ちに、実績のない事業所に対しても、実施状況の報告を提出するように指導した。

(主務課・室 健康福祉部 障害者支援課)

平成29年4月に事業内容を見直し、その後指導実績がない事業者は、令和元年度以降委託先として選定しないこととした。

(主務課・室 健康福祉部 障害者支援課)

指摘後直ちに、委託事業者に実績を記載した成果報告書を提出させるとともに、今後の報告においては、実績を漏れなく記載するように指導した。

措置済み

措置済み

措置済み

た。

成果報告書は、業務が仕様書通りに実施されたかどうかを確認する書類であるから実績を漏れなく記載するように委託先に指導することが必要である。

【指摘事項】委託料に関する見積書の明細について

発達障害児地域支援体制強化事業に関する委託契約に際して、健康福祉部障害者支援課では予定価格を決めており、平成 29 年度においては 1 法人当たり 600,000 円と算出されていた。

一方、委託先の法人から提出を受けている委託料の見積書記載金額は、全法人について 600,000 円となっていた。更に、見積書の様式が任意となっていることから、委託先の法人によっては見積りの明細が添付されていないものもあり、見積りの詳細が不明なものがあった。

発達障害児地域支援体制強化事業は、委託先の法人によって計画している事業内容の詳細が異なるのが通常であり、事業内容の詳細に対応した見積の明細を添付するように委託先に指導することが必要である。

(主務課・室 健康福祉部 障害者支援課)

平成 31 年 3 月の令和元年度見積依頼時に、委託先に対し、見積明細の様式を示した上で、提出時に添付するよう指導した。

措置済み

VII 環境政策部 男女共同参画課

1 男女共同参画推進事業

【意見】ポスターコンテストについて

本事業において、男女共同参画推進月間に実施されるポスターコンテストは、表彰式がニュース等により放送されるなど、普及啓発活動が実施されている。応募状況について、一部の小中高等学校等に留まっているものの、毎年新たな学校等からの応募もある。

各学校も多忙の中、学校単位の応募は難しいところもあると思われるが、効果的な普及啓発活動の推進のためには一部の小中高等学校等のみならず県下一円からより幅広く応募がなされるよう各学校に働きかけをしていくべきである。

(主務課・室 環境生活部 男女共同参画課)

平成 30 年度から応募を増やすために募集締切を延ばす等の対応をしていたが、指摘を踏まえ、令和元年度から、募集開始時に各学校へメールで案内を行う等、更なる働きかけに努めることとした。

措置済み

2 輝く女性応援事業

【意見】中小企業の女性の活躍加速化支援（女性活躍推進法行動計画策定セミナー）について

当セミナーは、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定が努力義務となっている従業員数 300 人以下の中小企業を対象として、その策定を支援し実際に届出を行ってもらうことを目的として実施された。セミナー参加者は定員 30 人に対し 34 人であり、支援を必要とする企業の存在は明らかで、ニーズにマッチした取り組みと言える。実際の届出件数は、平成 30 年 3 月時点で目標 40 社に対し 28 社となっている。

平成 30 年 3 月時点の山口県内の中小企業者の届出数は目標届出社数を下回っているが、当セミナー実施後の届出件数は増加をしていることから、今後、具体的にどのような支援が有効なのかを見極めつつ実施する必要がある。

(主務課・室 環境生活部 男女共同参画課)

令和元年度実施に当たっては、セミナー受講後策定に結びつくよう充実したフォローアップを行う予定である。また、令和元年度中に県内中小企業の行動計画の取組事例集を作成し、行動計画未策定の企業に対して身近な取組例を示すことにより、策定の支援を行うこととする。

改善途中

VIII 商工労働部 経営金融課

1 女性創業サポート事業

【指摘事項】収支精算報告書について

女性創業セミナー実施業務委託仕様書の 5 留意事項(7)に「委託事業終了後、実績報告書及び収支精算報告

(主務課・室 商工労働部 経営金融課)

指摘後直ちに、再委託先の収支実績が分かる資料を委託先から提出させ、支出

措置済み

書を作成し、速やかに県へ提出すること」とあるが、公益財団法人やまぐち産業振興財団から実績報告書は提出されているが収支精算報告書は提出されていない。県としては実績報告書に記載されている「経費報告書」を収支精算報告書の代替として収支を捉えているとのことである。

「経費報告書」内訳のほとんどがライフスタイル協同組合への委託料が占めており、ライフスタイル協同組合に支払われた委託料が具体的にどのようなものにくら使われたのかが分からない。県と再委託先は直接の契約関係にないため再委託先の業務に対して県は委託先を通して間接的にしか監理することができないため、当事業に係るライフスタイル協同組合の収支実績が分かる資料の提出を公益財団法人やまぐち産業振興財団に要求し、見積書との比較分析をして支出内容の妥当性を検証すべきである。

内容の妥当性を検証した。加えて、令和元年度においても、委託先に対し、再委託する際には収支実績がわかる資料の提出を徹底するよう指示した。

IX 商工労働部 労働政策課

1 子育て女性等の活躍応援事業

【意見】参加者の募集について

就職マッチングイベントにおいては、アンケート調査によると参加企業及び参加者の事業に対する評価は良好であるものの、募集定員に比べて参加者が少ない状況となっている。県は、受託者と広報の方法について打ち合わせを行い、チラシ作成時にはその内容を確認しているほか、チラシ配布先への協力依頼が必要な場合は、県から直接、依頼文書・チラシを送付しているとのことである。チラシの配布先は主に幼稚園、公民館、子育て支援施設、ハローワークなどである。

県は、参加者が少ない原因を分析し、受託者と広報の方法やチラシの配布先などを再検討すべきである。

(主務課・室 商工労働部 労働政策課)

措置済み

平成 31 年 3 月に、受託者に平成 30 年度の広報の方法やチラシの配布先の実績と、参加者が伸び悩んだ原因分析や、効果があった点について報告を求め、その結果を踏まえて参加者の増加に有効なチラシの配布先や手法を検討し、令和元年 8 月以降に実施している子育て女性等の活躍応援事業において、ハローワークや市町などの協力を得て、チラシの配布や事業の周知を行うなど、参加者の増加に努めている。

【意見】参加者の資格について

就職マッチングイベントの対象者は、「スキルアップ研修又は別途実施する職業訓練修了生で未就職の者、就職を希望する子育て女性等（未就職者又は失業者であること。）」となっているが、男性がマッチングイベントに参加をしている。

企業の人材確保の観点から幅広い求職者を参加させることは理解できるが、事業の主たる目的である子育て女性の再就職を促進するためには子育て女性の就業ニーズをより積極的に掘り起こす必要がある。

(主務課・室 商工労働部 労働政策課)

措置済み

令和元年度から、ハローワークや市町などの就業支援機関とも連携し、就業の意欲がある女性から直接話を聞くなどして、その就業ニーズを把握し、各支援機関と情報を共有しながら適切な支援につなげていくなど、子育て女性の就業ニーズを踏まえた新たな取組を行っている。

X 土木建築部 住宅課

1 三世帯同居・近居推進事業

【意見】「住民票の写し」のコピーが綴られていたことについて

やまぐち三世帯同居・近居住宅支援事業補助金の申請に関する資料ファイルの中に、申請者の「住民票の写し」のコピーが 1 件綴られていた。

申請者が住民票の写しのコピーを持ってきたのではなく対応した県職員が住民票の写しのコピーをとったのであれば、対応した県職員がコピーに対して原本と相違ないことを確認した旨のコメントを記載し、対応した県職員の押印をしておくなど原本を確認したことが分かるようにすべきである。

(主務課・室 土木建築部 住宅課)

措置済み

指摘後直ちに、補助金審査に係るマニュアルを変更し、担当者がコピーに対して原本と相違ないことを確認した旨を記載し、押印することとした。

平成 17 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

(そ の 1)(そ の 2)

1 包括外部監査の特定事件

(その1) 県立高校の財務事務の執行及び財産の管理利用状況について

(その2) 山口県立山口図書館、山口県文書館、山口県立山口博物館、山口県立美術館、山口県立萩美術館・浦上記念館に係る財務事務の執行及び管理運営について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措 置 状 況
<p>包括外部監査の結果報告書 (その1) 第3 外部監査の結果 (個別事項) 3 公有財産の取得及び維持管理 (1)教職員住宅について イ 監査結果 (イ) 監査結果 f 使用料について (d) 意見 使用料の算出方法について ② 将来的には、使用料算定の方法について、 建設コストや維持管理コストを反映した県独自の基準を検討することも必要である。 【意見】</p> <p>包括外部監査結果報告書 (その2) 第2 山口県立山口図書館 2 外部監査の結果 (個別事項) (13) 各施設に関連する意見 ア 館長の非常勤化の検討 施設を対外的に代表する「顔」として活動すべき館長は非常勤とし、館長を補佐する副館長は、事務方のトップとして常勤とすることを検討する必要がある。 【意見】</p>	<p>(主務課・室 教育庁教育政策課) 国が維持管理費を考慮した使用料を導入し、平成 26、28、30 年の 3 回に分けて 3 分の 1 ずつ段階的に使用料の引き上げ改正を行ったことから、県においても、山口県公舎管理要綱を平成 27、29、31 年の 3 回に分けて改正し、国に準拠した使用料算定の基準を導入した。</p> <p>(主務課・室 教育庁社会教育・文化財課) 平成 31 年 4 月から館長を非常勤とした。なお、副館長は引き続き常勤としている。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p>

平成 19 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

1 包括外部監査の特定事件

公の施設の管理及び指定管理者制度の運用の状況について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監査結果	措置の内容	措置状況
<p>第3 外部監査の結果及びこれに添えて提出する意見</p> <p>2 監査結果及び意見</p> <p>(2) 直営施設</p> <p><u>直営の各施設</u></p> <p>ク 山口きらら博記念公園</p> <p>(ウ) 結果及び意見</p> <p>b 意見</p> <p>指定管理者の指定については、共同体方式（コンソーシアム方式）も考えられるが、県民の施設利用の安全性の確保と効率的な管理運営の確保の両面から検討されるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p> <p>(3) 指定管理者制度導入施設</p> <p><u>指定管理者制度導入施設</u></p> <p>オ 維新百年記念公園</p> <p>(ウ) 指定管理者の管理に係る出納その他の事務の執行に係る指摘事項及び意見</p> <p>b 意見</p> <p>(b) 契約関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 競争入札契約の適切性について <p>i 入札参加者の資格要件について</p> <p>入札参加者の資格要件として、「県内に本社が所在すること」という地域的特性がある。県内に本社は存在しなくても県内に営業所又は支店がある業者でも入札参加対象にするほうが、より競争性が発揮されるのではないかと考える。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 土木建築部都市計画課)</p> <p>民間能力を活用し、住民サービスの向上と経費の削減を図るため、令和元年度から指定管理制度を導入した。</p> <p>(主務課・室 土木建築部都市計画課)</p> <p>入札参加者の資格要件について、より競争性を発揮させるため、県内に営業所又は支店がある業者を対象を拡大することも検討したが、予定価格に比較し3期（H18～H31）の間に指定管理料が約3.8億円削減され、十分経費が圧縮されており、また、陸上競技場やスポーツ文化センター等において、各種スポーツ・文化活動が恒常的に実施され稼働率が高く、既に公園内の有効活用が十分図られていることなどから、資格要件の拡大によるメリットは少ないと判断し、県内事業者の保護等の観点から、引き続き、県内に本社が所在することを要件とすることとした。</p> <p>なお、応募しようとする民間事業者等が事業計画書を作成するのに必要な時間を考慮し、公募期間を十分確保することにより、入札において競争性が確保されるよう努める。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p>

平成 21 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

1 包括外部監査の特定事件

県の管理する土地及び建物に関する財務事務の執行等並びに過去の包括外部監査結果に係る措置状況(土地及び建物の管理に関連するものに限る。)について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>第3 外部監査の結果及びこれに添えて提出する意見</p> <p>4 行政財産の有効利用</p> <p>(2) 知事部局における職員公舎再編と未利用・低利用財産</p> <p>エ 個別的事項</p> <p>(ア) 門前寮</p> <p>平成10年2月に、隣接する門前公舎(本来世帯用住宅)の入居資格が緩和され、独身者の入居が可能になった時点で、当独身寮は不要になっている。平成11年に入居者が実質ゼロになってから現在に至るまで、長期間放置されている。</p> <p>現場では、安全等の問題から早急な取り壊しが必要と判断している。これは、事故等の発生を危惧しているためであり、早急に対応する必要がある。</p> <p>又、跡地の利用についても検討し、方針を立てる必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 総務部税務課)</p> <p>門前公舎の廃止に合わせ、平成31年2月8日に跡地の売却を完了した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 門前公舎</p> <p>本来、世帯用住宅として整備された職員公舎であるが、利用率の向上を図るため入居資格の変更を行った結果、現在の入居者は全て独身又は単身者となった。</p> <p>この状況は、本来の利用がされていないと言える。</p> <p>築44年経過した物件であり、解体・処分を検討し、又、長期にわたり職員公舎の確保が求められるのであれば、建て替えも検討する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 総務部税務課)</p> <p>再編整備の実施方針に基づき、門前公舎は廃止とされ、平成31年2月8日に跡地の売却を完了した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>5 公有財産(土地・建物)管理に関する過年度包括外部監査の是正措置の状況</p> <p>(3) 措置状況が「改善途中」と判定されているもの</p> <p>セ 直営施設</p> <p>(イ) きらら博記念公園(平成19年度・直営施設)</p> <p>効率的な管理・運営方法が今後確実に検討されるように、未措置の理由又は措置の基準を具体的に示し、措置に向けた検討期間に期限を設けるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 土木建築部都市計画課)</p> <p>民間能力を活用し、住民サービスの向上と経費の削減を図るため、令和元年度から指定管理制度を導入した。</p>	<p>措置済み</p>

平成 25 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

1 包括外部監査の特定事件

商工労働部が所管する財務事務の執行及び事業の管理並びに出資団体等の財務事務の執行について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>第4 個別監査結果</p> <p>5 商工労働部 観光振興課</p> <p>(4) 観光交流県やまぐち推進事業</p> <p>カ 監査結果</p> <p>おいでませ山口観光キャンペーン推進協議会に対して、おいでませ山口観光キャンペーン推進協議会負担金として、平成 20 年度は戦略的誘客推進事業として 25,000 千円、平成 21 年度及び平成 22 年度はおいでませ山口情報発信事業としてそれぞれ 20,000 千円、平成 23 年度及び平成 24 年度は観光交流県やまぐち推進事業として 20,000 千円が県から支出されている。平成 21 年度以降、定額の負担金となっているが、事業効果も考慮した効率的な事業運営を行う必要があると考える。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 観光スポーツ文化部観光政策課)</p> <p>平成 28～30 年度の 3 箇年に渡る大型の観光キャンペーンの終了を契機に、事業効果も考慮した効率的な事業運営の在り方について検討を行い、事業の内容や規模を見直した令和元年度の事業計画を作成し、事業計画を踏まえた効率的な事業運営を行っている。</p>	<p>措置済み</p>

平成 26 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

1 包括外部監査の特定事件

山口県における外郭団体の財務事務の執行について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措 置 状 況
<p>第3章 外郭団体の財務に関する事務の執行について</p> <p>第2 監査の結果及び意見の個別的事項</p> <p>3 一般財団法人山口県ニューメディア推進財団</p> <p>(2) 指摘事項及び意見</p> <p>④ 契約等について</p> <p>イ 指名競争入札について</p> <p>「一般財団法人山口県ニューメディア推進財団契約事務取扱要領」では複数見積の随意契約しか規定されておらず、指名競争入札についての規定はない。規定がないにも拘らず今回はイレギュラーな処理ということで山口県の要領に従って実施されたとのことであるが、入札制度を利用する可能性があるのであれば財団として指名競争入札に関する「取扱要領」を整備する必要がある。</p> <p>(該当する契約)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニューメディアプラザ発電機設備更新工事 ・ニューメディアプラザ昇降機設備更新工事 <p style="text-align: right;">【指摘】</p>	<p>(主務課・室 総合企画部情報企画課)</p> <p>平成 31 年 3 月に一般財団法人ニューメディア推進財団会計処理規定を改正し、指名競争入札に関する規定を整備した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>5 社会福祉法人山口県社会福祉事業団</p> <p>(2) 指摘事項及び意見</p> <p>③ 出納 (収入、支出) 及び決算書について</p> <p>【本部】</p> <p>ア 特別積立金について</p> <p>社会福祉法人の内部留保については一般に過大であるとの批判を受けることがあるため、積立目標額と用途を当事業団の理事会として明確に意思決定を行うべきである。</p> <p>また、当該特別積立金を利用して平成 25 年度においてシステム改修を行っている。これについては目的外取崩であると考えられ予算の承認という形で取崩の承認を得ていたが、用途が理事会で予め定められている積立金の目的外取崩については、独立の議案として理事会の承認を得るべきであるとする。</p> <p>平成 12 年基準の第 35 条では、目的外支出については財務諸表への注記が求められているが当該注記がなされておらず、名称についても「積立の目的を示す名称を付する」となっていることから、「特別積立金」では当該要件を満たしておらず財務諸表上の名称もより明瞭な名称にすべきである。</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部厚政課)</p> <p>人件費積立金については、積立目標額を設定し、平成 28 年 3 月 22 日の理事会で承認を得た。施設設備積立資産については、平成 31 年 4 月に策定した第三次中期経営計画 (2019 年～2023 年) の中期資金計画の作成に併せて積立計画を作成し、平成 31 年 3 月 18 日の理事会で承認を得た。</p> <p>また、平成 27 年度以降、積立金の目的外取り崩しを必要とする案件が発生した場合には理事会の承認を得ることとした。</p> <p>積立金の名称については、平成 27 年 3 月 19 日に開催した理事会に諮り、その目的に沿った名称となるよう経理規程を改正した。(特別積立金→施設整備等積立金・人件費積立金)</p>	<p>措置済み</p>

平成 28 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

1 包括外部監査の特定事件

山口県における高齢者施策に係る財務事務の執行について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監査結果	措置の内容	措置状況
<p>第3章 山口県における高齢者施策に係る財務事務の執行について</p> <p>第2 監査の結果及び意見の個別的事項</p> <p>【1】長寿社会課</p> <p>1 3 介護人材研修支援事業</p> <p>(3) 指摘事項及び意見</p> <p>① 働きやすい介護職場づくり支援事業について 県は日給単価の上限金額を職種に関わらず 9,137 円と定めているが、職種によって日給の平均単価は異なっていることから、職種によって上限金額を設定することを検討する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p> <p>1 5 軽費老人ホーム運営費補助</p> <p>(3) 指摘事項及び意見</p> <p>② 補助金経費のうち積立預金支出の妥当性の検討について 補助金の額に影響する積立預金の額が適正であることを確認するために、弾力運用の要件である使用計画等、積立金額の金額及び使途が妥当であることを証する書類をもって補助金を決定するべきである。また、弾力運用通知において作成が求められている使用計画に従った支出になっていることの確認も合わせて実施する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p> <p>【7】中山間地域づくり推進課</p> <p>2 中山間地域元気創出応援事業</p> <p>(3) 指摘事項及び意見</p> <p>① 当事業の有効性等の検証等について 委託事業を実施するためには、地域課題の解決支援や地域づくり人材の確保等の業務に精通している事業者であることが求められるため、結果として「やまぐち中山間地域づくりサポートセンター」に委託することになるかもしれないが、事業の有効性を高めるためには、そのような事業者の発掘と併せ、競争入札を実施する必要がある。</p> <p>また、当該事業により地域に眠る観光資源を再発見し都市部との交流が盛んになるなどの成果が認められるものも多い。しかし、本来的な活性化はモニタリングしなければ成果を判断できないものも多い。県は当</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部長寿社会課) 平成 31 年 4 月に交付要綱を改正し、看護職員の日給単価の上限金額を新たに設定した。</p> <p>(主務課・室 健康福祉部長寿社会課) 平成 31 年 3 月に、各軽費老人ホームに対し、対象経費に積立金が含まれる場合は、補助金交付申請書等に使用計画を添付するよう通知文書により周知徹底を図るとともに、補助金の審査において支出内容を確認することとした。</p> <p>(主務課・室 総合企画部中山間地域づくり推進課) 平成 30 年度から、公募型プロポーザル方式で入札を実施することとした。 事業の有効性については、平成 30 年度から、活動報告会で地域での取組を共有することにより検証を行っている。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p>

該事業により、地域課題が解決されたのか、地域資源の活用が有効に実施されているのか否かを検証する必要がある。

【意見】

平成 29 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

1 包括外部監査の特定事件

教育の振興に関する施策に係る財務事務の執行について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監査結果	措置の内容	措置状況
<p>第4 外部監査の結果及び意見（各事業別）</p> <p>I 教育庁 教育政策課</p> <p>2 県立高校生等奨学事業</p> <p>【指摘事項】補助金の過大交付について</p> <p>平成 28 年度においては、補助対象経費のうち、事務費について補助金申請がなされていた。この補助金算定のための対象経費に、補助対象外である貸与事業費に係る支出が含まれていたため補助金交付額が過大となっていた。過大交付となった原因について担当者に質問をしたところ、「（公財）山口県ひとづくり財団奨学センターが補助対象外経費である「公立高校修学資金」を補助対象経費として誤って計上していたため」とのことであった。平成 27 年度以前についても過大交付がなかったかどうか所管課へ調査を依頼したところ、平成 27 年度及び平成 26 年度についても同様の処理がされていたため補助金交付額が過大となっていたことが判明した。（公財）山口県ひとづくり財団から県に提出された事業報告書に綴じられている収支計算書に基づいて本来の補助金額を算定した結果、補助金の過大交付額は平成 26 年度から平成 28 年度までの 3 年間で 4,999,300 円である。</p> <p>補助金の過大交付額については（公財）山口県ひとづくり財団に対して県に返還を求める必要がある。</p>	<p>（主務課・室 教育庁教育政策課） （公財）山口県ひとづくり財団に、過大交付額 4,999,300 円を請求し、平成 31 年 4 月 17 日に返還させた。</p>	<p>措置済み</p>
<p>VI 教育庁 社会教育・文化財課</p> <p>2 図書館資料充実事業</p> <p>【指摘事項】「山口県立山口図書館資料収集方針」と実態の整合性について</p> <p>ア 「山口県立山口図書館資料収集方針」の 1（17）に「資料の除籍及び廃棄については別に定める」とあり、これを受けて「山口県立山口図書館資料除籍要領」を作成しているが、廃棄について定めていない。「山口県立山口図書館資料収集方針」と実態との整合性を図る必要がある。</p> <p>イ 上記アの「除籍要領」の第 5 条第 2 項に「除籍の手続きは別に定める」とあり、これを受けて「図書除籍マニュアル」を作成しているが 2005 年 3 月 20 日に作成されてから更新されていない。マニュアルには「資料のバーコードをはぎ取り、裁断する」と記載されているが、現在はバーコードに加えてマニュアル作成時には導入されていなかった IC タグが導入されており資料に貼付された IC タグの取り扱いなどを記載して</p>	<p>（主務課・室 教育庁社会教育・文化財課）</p> <p>ア 平成 31 年 3 月に「山口県立山口図書館資料除籍及び廃棄要領」を作成し、資料の廃棄について明文化を行った。</p> <p>イ 平成 31 年 3 月に「図書除籍及び廃棄マニュアル」を更新し、IC タグの取扱いを記載する等、現状に合わせた記載に修正した。</p>	<p>措置済み</p>

マニュアルを更新すべきである。

ウ 「山口県立山口図書館資料収集方針」の3に「図書
の選択にあたって必要な資料種別の選択基準を別に定
めるものとする」とあるが、往査日現在において「資
料種別の選択基準」は策定されていない。平成28年度
は「分野別選書基準策定委員会」を設置して選択基準
の策定について検討を進めているが、「資料収集方
針」の末尾に記載されている「(付則)」によれば平
成19年4月1日、平成23年2月1日から施行する旨
の記載があり、施行から相当期間経過しているので速
やかに選択基準を策定すべきである。

VII 教育庁 学校安全・体育課

4 食に関する指導普及事業

【意見】朝食摂取率について

平成28年度の朝食摂取率は、山口県教育振興計画「50
の主な推進指標」の基準値である平成24年度よりも増加
しているが、平成25年度～平成28年度の推移を見ると
僅かではあるが年々減少傾向にあり、また年齢が上がる
につれて減少傾向にある。所管課が作成した「平成28年
度栄養教諭による食に関する指導の実績及び食育推進状
況について」によると、朝食摂取については、以下のよ
うな課題を挙げている。

- ・ 朝食摂取率の向上と共に、内容の改善を図るための
継続的な啓発が必要。
- ・ 朝食摂取や生活習慣等の課題に対して、一斉指導だ
けではなく個別支援が必要。
- ・ コミュニティ・スクールの取組と食に関する指導を
連動させていくことが必要。

朝食摂取率の向上を含め、食育の更なる推進を図り、
目標達成するためには、個別支援やコミュニティスク
ールとの連携等の課題を抽出するだけでなく課題を解消す
るための具体的な計画と実践が必要である。

VIII 総務部 学事文書課

1 私立学校運営費補助

【意見】特色教育に対する補助金の効果測定について

県は、各学校の特色教育（「特色ある学校づくり事
業」および「教育改革推進」）の取組に対して補助金を
交付しており、取組実績については報告を受けているも
のの特に補助金の効果を測定するための評価指標を設定
していない。

各私立学校が取り組む「特色教育」に対する補助金の
効果測定については、平成16年度の包括外部監査報告書
において以下のような意見が記載されている。

- ・ 県が目標とする特色ある私学づくりの誘導という観
点から、この補助金についての結果の評価指標が必要
であると考え。 (出典：平成16年度包括外部監査報
告書)

県は、上述した平成16年度包括外部監査報告書の意見
に対して平成18年度に措置内容を公表している。措置内
容は以下のとおりである。

- ・ やまぐち未来デザイン21実行計画に係る政策評価に
おいて、「特色ある学科及び指導方法を取り入れた私
立学校の割合」を指標の一つとしている。 (出典：平

ウ 平成31年3月に「分野別選書基準」
を策定し、資料種別の選択基準を定め
た。

(主務課・室 教育庁学校安全・体育
課)

平成30年度の「食に関する指導普及事
業」においては、朝食の摂取率の向上を
重点的な課題としてとらえ、指定した食
育推進地域を中心に改善に向けた取組を
推進した。また、県内における給食・食
育関係の研修会においても、朝食摂取率
の向上に向けた研究協議等を行った。

今後も、食育の推進に向けた取組を継
続的に行う。

措置済み

(主務課・室 総務部学事文書課)

特色教育については、学校ごとに様々
な取組が行われており、一律の効果が表
れるものではないことから、令和元年度
より、特色教育に対する補助金を活用す
る私立学校の割合を評価指標とすること
とした。

措置済み

成18年7月14日 山口県報)

県は、上述の措置内容で措置済みと判断しているが、現在「やまぐち未来デザイン21実行計画」は存在しておらず、現在の県の基本計画である「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」における政策評価指標には位置づけられていないとのことである。

改めて特色教育に対する補助金についての結果の評価指標を設定することが必要である。